

使用料が指し値となる利用形態について

当協会は、許諾条件となる使用料について、使用料規程に定める規定額とする「一任型」と、委託者（当協会に著作権の管理を委託する著作者、音楽出版者）が指定する場合はその額（指し値）とする「非一任型」の2つの方式を採っています。2016年4月1日以降、使用料が指し値となる（「非一任型」で管理を行う）利用形態は、下表のとおりです。

利用形態		使用料規程第2章の該当する節	手続きのご案内ページ
(1) 広告目的で行う複製 (コマーシャル送信用録音を含む。)		第15節 広告目的で行う複製	→ 広告目的の録音物・映像ソフト・出版物などの制作 → CMの制作、放送、インターネットCM配信
(2) (1)以外の目的で行う複製	ア ゲームに供する目的で行う複製 (映像を伴わない場合は業務用に限る。)	第16節 ゲームに供する目的で行う複製	→ ゲームの製作
	イ 映画への録音	外国作品の利用に限る。	→ 劇場用映画の製作、上映
	ウ 出版		第4節 出版等
	エ ビデオグラム等 (カラオケ用のビデオグラムを除く。)への録音	外国作品の利用に係る基本使用料に限る。	第7節 ビデオグラム録音